

令和2年5月13日
岩 保 育 園

保護者の皆様へ

保育園における休園期間中の保育料について

日頃から、保育園にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、4月10日に岐阜県が独自の「非常事態宣言」を発表したことに伴い、4月11日から5月31日まで臨時休園させていただいております。保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただき感謝申し上げます。

つきましては、保育園の臨時休園にご対応いただきました方に、下記のとおり保育料を日割り計算して還付させていただきます。なお、日割り計算の対象期間は岐阜県より休園要請を受けた翌日からとなります。何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日割り対象期間 令和2年4月11日（土）～令和2年5月31日（日）
※今後の情勢により、変更となる場合があります。
- 2 日割り方法 月額保育料 × 登園日数 ÷ 25日
- 3 還付方法 保育料の引き落とし口座に振り込ませていただきます
※やむを得ず、別の口座に振り込みを希望する方は
5月22日（金）までに保育園に申出てください。
- 4 還付日 4月分は令和2年6月末頃に振込予定
5月分は令和2年7月末頃に振込予定